

要求を実現するためには、組織の数の力が必要です。一人でも多くの仲間を増やせるようご協力をお願いします。

# 建設長崎

April No.646

2019年4月15日  
1部20円 組合員の購読料は組合費に含まれます  
印刷●株昭和堂 TEL 095-821-1234

発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL 095-862-7121 FAX 095-862-5281 http://www.kensetunagasaki.org/ 発行責任者●田上一郎 編集人●若杉孝雄

3・26  
総決起  
集会

## 賃金引き上げ・仕事確保・組織の強化

—各支部より、239名の仲間が結集—



松津委員長

はじめに、寺田副委員長の開会あいさつの後、主催者を代表して松津執行委員長より、「建設業界は若手が不足している。国は設計

建設技能労働者の仕事確保・賃金工事単価の引き上げをめざすため「建設長崎3・26総決起集会」を原爆資料館ホールで開催。集会には、四月の統一自治体選挙立候補予定の長崎市選挙区・坂本県議、野口市議、池田市議にも参加頂きました。県下各支部より結集された二二九名の組合員・主婦会・青年部の皆さんが、仕事確保・各種制度の実現、統一自治体選挙必勝など誓い合いました。

若者が入職できる環境をめざして!!

候補・野口達也氏、池田章子氏がそれぞれあいさつに立ち、支援に対する御礼と決意を述べました。今後の取り組みとして、田上副委員長から三点について説明がありました。

労務単価を七年連続引き上げたが、重層下請けの現場ではその恩恵は受けられない。アベノミクスといっても個人消費は伸び悩んだままとなっている。国土交通省や日建連も社会保険への加入を進めて、労働者を確保しようとしているが、技能労働者の賃金や労務単価の確保について行政や企業に訴え、若年技能者が建設業界に入職できる環境を作っていかなければならない。



そのためには、四月の統一自治体選挙では、是非、推薦議員の勝利に向けご協力をお願いします」とあいさつ。

二、賃金と仕事確保について、「国は建設技能者の担い手確保の立場から、社保加入の徹底、請負代金の内訳書に法定福利費明示や、公共工事設計労務単価も七

送、私たちが要求を実現しよう」と提起しました。村上青年部長が集会決議を力強く読み上げ、参加者全員の拍手で採択されました。

最後に、田中副委員長が閉会のあいさつを行い、松津執行委員長の音頭で団結頭張ろうを三唱し盛会裏に終了しました。

### 〔各支部参加状況〕

支部名	参加者数
中 央	18
大 浦	14
市 南	8
東 長 崎	10
浦 上 西	18
浦 上 東	17
西 彼	14
諫 早	19
大 村	10
島 原	14
佐世保中央	14
佐世保東	15
佐世保北	11
北 松	4
平 戸	4
来 賓	3
書記局	46
合 計	239

## 統一地方選挙 (前半戦・県議選挙)

平戸市	西彼杵郡	五島市	諫早市	佐世保市	佐世保市	長崎市
西川 克己	あいばあつ子	山田ひろし	山口 初實	堤 典子	宮島 大典	坂本 浩
無投票 自④	2位 国①	1位 無⑤	4位 国③	9位 社①	1位 無②	12位 社②



### 県議選の当選者

県議選挙は四月七日に投票され、無投票で当選した七選挙区の九人を含む四十六人の当選が決まりました。

ご支援ありがとうございました。

## 2019年長崎県各職別公共工事設計労務単価 (一部抜粋)

(単位：円)

職種	19年3月	18年3月	差	職種	19年3月	18年3月	差
大工	23,800	22,800	1,000	板金工	21,800	20,900	900
左官	22,600	21,700	900	塗装工	23,400	22,500	900
とび工	21,600	20,700	900	内装工	23,400	22,500	900
型枠工	22,100	21,200	900	ガラス工	22,600	21,700	900
鉄筋工	21,900	21,000	900	溶接工	23,400	22,500	900
鉄骨工	20,700	19,900	800	建具工	17,000	16,300	700
電工	19,300	17,800	1,500	造園工	18,900	18,000	900
配管工	19,000	17,500	1,500	サッシ工	26,500	25,400	1,100
防水工	22,100	21,200	900	石工	24,700	23,500	1,200

# 2019年 賃金改定内容

2019年度の賃金改定は、2月13日の第4回本部執行委員会で提案された後、各支部で開催された賃金委員会での意向をもとに、3月15日に開催の第5回本部執行委員会において協議、下記の通り決定がなされました。

1. 現行賃金について **18,000円**  
(現在の賃金に500円引き上げる)
2. 目標賃金について **25,000円**
3. 実施時期について  
**2019年4月1日より実施**



2019年3月から適用される公共工事設計労務単価は、全国全職種の単純平均で対前年度比3.3%引き上げとなり、日額で19,392円となりました。2013年度から7年連続の引き上げとなり、公表を開始した1997年以降で最高値となりました。

## 全建総連技能者育成基金制度

全建総連は、組合員の資格取得による技術・技能の向上、技能者育成を支援することを目的に技能者育成基金制度を創設。2018年4月から資格取得による報奨金制度を実施。「資格取得報奨金制度」では、取得した資格に応じ3千～1万円を全建総連から申請者（組合）を通じて組合員の方々へ支給します（対象資格は下表を参照）。

資格取得で  
報奨金が  
もらえます。

### ◎申請方法

- ①資格取得報奨金制度申請書（※要印鑑持参）
  - ②資格取得を証明する書類（合格証書、修了証明書等）
- 以上を組合（各支部事務所）へ提出して申請を行って下さい。

### ◎申請時の注意点

- ・受講時に組合員であること。
- ・2018年4月1日以降に新たに合格した資格であること。
- ・組合費等の滞納（3ヶ月以上）がないこと。
- ・申請期限は資格取得から3年以内。

## 資格取得報奨金制度の対象資格・区分

### 区分1：10,000円

一級建築士、設備設計一級建築士、構造設計一級建築士、単一等級技能士、一級技能士（※1）、一級施工管理技士、第一種電気工事士、電気主任技術者（第一種、第二種）、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、登録基幹技能者（※2）

### 区分2：6,000円

二級建築士、木造建築士、二級技能士（※1）、二級施工管理技士、第二種電気工事士、電気主任技術者（第三種）、電気通信工事担当者、職業訓練指導員免許（※3）

### 区分3：3,000円／作業主任者

ガス溶接、コンクリート破砕器、ずい道等の覆工、ずい道等の掘削等、採石のための掘削、鋼橋架設等、コンクリート橋架設等、特定化学物質等、鉛、四アルキル鉛等、木材加工用機械、地山の掘削、土止め支保工、型枠支保工の組立て等、足場の組立て等、建築物の鉄骨の組立て等、木造建築物の組立て等、コンクリート造の工作物の解体等、酸素欠乏・硫化水素危険、有機溶剤、石綿

（※1）技能検定 建設関係32職種（造園、さく井、建築板金、冷凍空調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ）、金属加工関係で1職種（鉄工）、電気・精密機械器具関係で1職種（電気製図）、木材・木製品・紙加工品関係で4職種（家具製作、建具製作、畳製作、表装）、その他で5職種（ビル設備管理、情報配線施工、ガラス用フィルム施工〔建築フィルム作業〕、ビルクリーニング、ハウスクリーニング）

（※2）登録基幹技能者 33職種（電気工事、橋梁、造園、コンクリート圧送、防水、トンネル、建設塗装、左官、機械土工、海上起重、プレストレスト・コンクリート工事、鉄筋、圧接、型枠、配管、嵩・土工、切断穿孔、内装仕上、サッシ・カーテンウォール、エクステリア、建築板金、外壁仕上、ダクト、保温保冷、グラウト、冷凍空調、運動施設、基礎工、タイル張り、標識・路面標示、消火設備、建築大工、硝子工事）

（※3）職業訓練指導員免許 11科（建築科、とび科、建設科、建築板金科、畳科、表具科、左官・タイル科、配管科、木工科、塗装科、塑性加工科）

## 労働保険事務組合からのお知らせ

### ①労働保険の年度更新が始まります

組合では労働保険（労災保険・雇用保険）加入事業所の年度更新受付を5月中旬より開始します。

労働保険事務組合より封書にてお知らせ致しますので、必要な書類等をご準備の上、指定の受付日時に各会場へお越し下さい。

### ②雇用保険手続きには必ずマイナンバー（個人番号）をご記載ください

マイナンバーの届出は雇用保険の各種届出・申請を行う際に課された義務であり、マイナンバーを記載しないことは法令違反に当たります。

また、社会保険その他の制度の運営上支障をきたすこととなりますので、必ず提出をお願いします。2018年5月以降、以下の届出等に必要マイナンバーの記載がない場合には返戻されますので、ご注意ください。

## ※2019年4月1日以降の変更点

### (1) 一括有期事業開始届の廃止

一括有期事業を行う事業主は、それぞれの事業を開始したとき、翌月10日までに一括有期事業開始届を所管の労働基準監督署長に提出する必要がありました。しかし、2019年4月1日以降に開始する一括有期事業については、この一括有期事業開始届が廃止されるため、提出する必要がなくなります。

### (2) 一括有期事業の地域要件の廃止

2019年4月1日以降に開始する一括有期事業については、遠隔地で行われるものも含めて一括されます。

一括される有期事業については、地域要件が定められています。このため、定められた地域の範囲外で行われる事業は一括されず、個別に有期事業として成立させる必要があります。2019年4月1日以降に開始する有期事業については、この地域要件が廃止されることにより遠隔地で行われるものも含めて一括されることとなります。

### 〈ご注意〉

これまで、地域要件以外の一括の要件を満たすにもかかわらず、地域要件によって一括されなかった有期事業が、今回の改正により、労働保険料の納付事務を行う事務所で一括されることとなります。

### 労働保険料の納付事務を行う事務所の変更を求めものではありません。

※有期事業が一括されるには、①概算保険料の額が160万円未満であり、②事業の規模が請負金額1億8,000万円未満（建設の事業）又は素材見込生産量1,000立方メートル未満（立木の伐採の事業）であることなどが必要です（これらの要件に変更はありません。）。